

別表第2-8 長期使用構造等確認（新築住宅）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 申請手数料（単位：円(税込)）
戸建住宅	200 m <sup>2</sup> 以内	50,000
	200 m <sup>2</sup> を超えるもの	70,000
共同住宅等	200 m <sup>2</sup> 未満	90,000
	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	140,000
	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	180,000
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	200,000

※ 【変更による確認料金】

- ・当該住宅の床面積により上記（い）欄に応じた（ろ）欄に掲げる手数料の2分の1の額とする。  
ただし、変更の内容が軽微なものに限り1住戸あたり5,500円とすることができる。

別表第 2 - 9 長期使用構造等確認（既存住宅）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 申請手数料（単位：円(税込)）
戸 建 住 宅	200 m <sup>2</sup> 以内	70,000
	200 m <sup>2</sup> を超えるもの	90,000
共 同 住 宅 等	200 m <sup>2</sup> 未満	110,000
	200 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	160,000
	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	200,000
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	220,000

※ 【変更による確認料金】

- ・当該住宅の床面積により上記（い）欄に応じた（ろ）欄に掲げる手数料の2分の1の額とする。  
ただし、変更の内容が軽微なものに限り1住戸あたり5,500円とすることができる。

別表第 2 - 10 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明

第 15 条及び第 24 条に基づき、長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の申請を行う場合の料金は、1住戸あたり5,500円とする。